

**名取市避難行動要支援者避難支援計画
(全体計画)**

**平成27年7月
名取市**

名取市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

<目次>

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の背景	1
2 基本的な考え方	2
3 避難支援の役割分担	3
第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有	6
1 避難行動要支援者名簿の作成	6
2 名簿の管理・更新	9
第3章 災害時の避難支援体制	11
1 情報伝達	11
2 安否確認	14
3 避難支援の実施	16
第4章 避難所における支援等	20
1 要支援者の把握	20
2 避難生活における配慮	20
3 福祉避難所	22
第5章 日頃の備え	23
1 要支援者に関する知識の普及・啓発	23
2 防災ラジオの普及	23
3 避難支援訓練への協力	23
4 避難支援資機材の整備	23
5 地域共助力の向上	24
6 要支援者自身の備え	24
第6章 個別計画の作成	26
1 個別計画の作成	26
2 個別計画の対象者	26
3 個別計画の内容	26
4 個別計画の適正管理	27

第1章 基本的な考え方

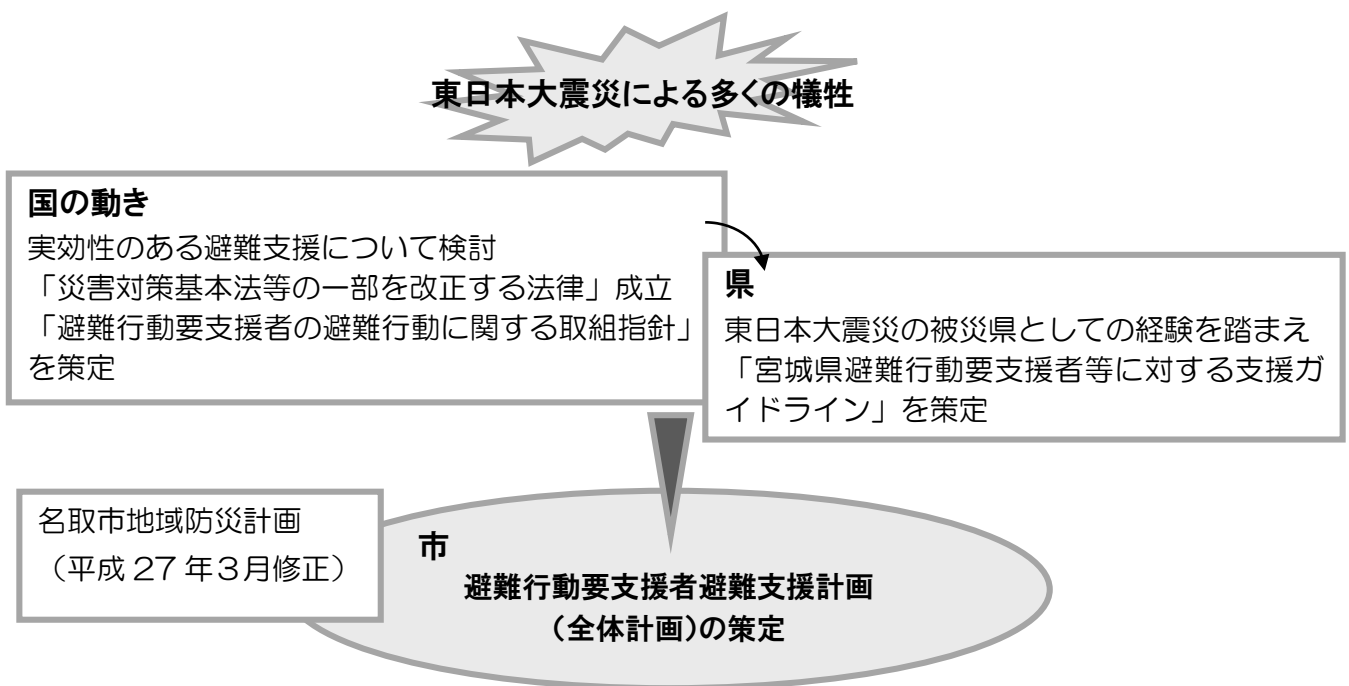
1 策定の背景

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にのぼりました。

国では、こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、実効性のある避難支援について「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」で検討を行い、その成果を取り入れた「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立（平成26年4月1日施行）し、避難行動要支援者名簿の作成義務付けなどが盛り込まれました。さらに、平成25年8月に内閣府より示された「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」では、「改正災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項」として、「避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。」と明記されています。

県では、東日本大震災の被災県としての経験を踏まえ、避難行動要支援者等に対する適切かつ円滑な支援対策のあり方について、県の基本的な考え方を示す「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン（平成25年12月）」を策定し、この中で市町村は計画策定の際に地域の実情に合わせてこの「ガイドライン」を参考にすることとしています。

市では、名取市地域防災計画（平成27年3月修正）の内容を踏まえ、県のガイドラインの内容も反映させた名取市の避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を策定します。



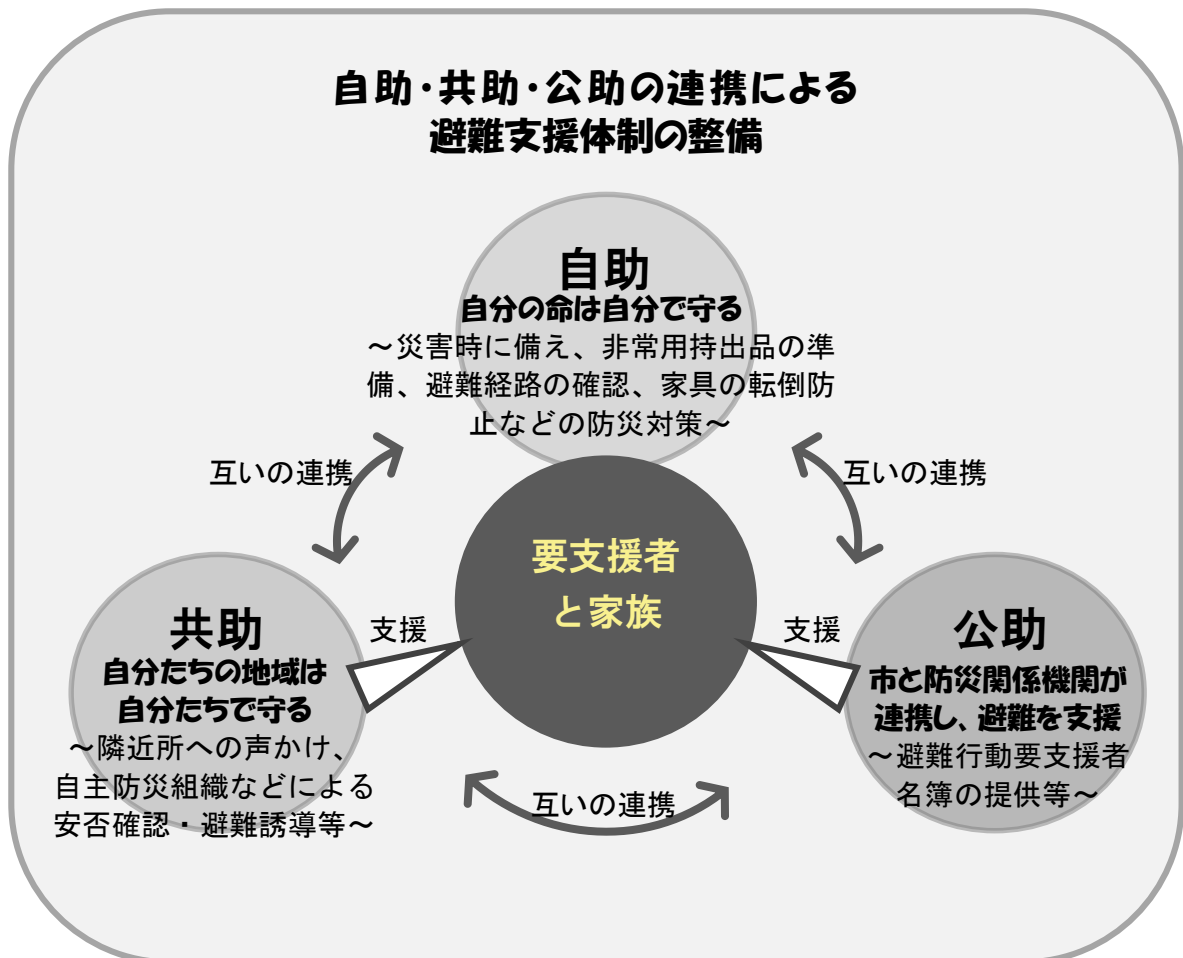
2 基本的な考え方

避難行動要支援者（以下、「要支援者」という）の避難支援については、要支援者も含め一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という意識のもとに行う「自助」、その上で隣近所への声かけや自主防災組織などによる安否確認、避難誘導等の「共助」が重要となります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど、避難支援体制の整備に向けた活動が重要であり、要支援者の避難支援にあたっては「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本とし、地域のつながりにより平常時・災害時を通じた避難支援体制づくりを進めていくことが必要となります。

この計画は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県の「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」を踏まえ、名取市における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の「自助」及び地域（近隣）の「共助」を基本とし、要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とするものです。

市は、要支援者の「自助」及び地域（近隣）の「共助」を基本とした上で、市が保有する要支援者のデータの一元化を図り、避難行動要支援者名簿を作成し、地域に提供することで、地域と市が連携し「公助」として避難支援体制の整備を目指します。



3 避難支援の役割分担

避難支援における各関係機関の役割については、下記のとおり明確にしておき、各々が必要な人や組織と連携をとりつつ、それぞれの役割を担います。

(1) 市の役割

- ① 要支援者の把握
- ② 全体計画の周知・啓発
- ③ 災害や避難に関する情報伝達体制の整備
- ④ 避難支援等関係者との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑤ 個別計画の作成について避難支援等関係者への支援
- ⑥ 一般の指定避難所における要支援者に配慮した資機材の整備推進
- ⑦ 福祉避難所の確保
- ⑧ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力の強化
- ⑨ 要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑩ 要支援者参加型の防災訓練の企画・実施
- ⑪ 避難準備情報等の発令及び伝達
- ⑫ 災害時における避難支援
- ⑬ 災害時における要支援者の避難状況及び安否情報の把握

(2) 民生委員児童委員の役割

- ① 要支援者の把握及び調査への協力
- ② 全体計画の周知・啓発の協力
- ③ 避難行動要支援者同意登録名簿への働きかけ
- ④ 個別計画の作成・更新作業への協力（要支援者に対する個別計画作成の援助）
- ⑤ 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認への協力
- ⑥ 災害時における避難行動支援への協力
- ⑦ 指定避難所における要支援者の相談対応への協力

(3) 町内会・自治会等、自主防災組織の役割

- ① 要支援者の把握及び調査への協力
- ② 全体計画の周知・啓発の協力
- ③ 個別計画の作成・更新作業への取組の推進
- ④ 地域の災害危険箇所の把握
- ⑤ 防災資機材の整備点検
- ⑥ 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認
- ⑦ 災害時における情報伝達体制、避難支援体制の整備
- ⑧ 災害時における避難行動の支援
- ⑨ 避難所の運営支援

(4) 消防団の役割

- ① 全体計画の周知・啓発の協力
- ② 地域の災害危険箇所の把握
- ③ 避難行動要支援者支援に関する訓練、研修への協力
- ④ 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認の協力
- ⑤ 災害時における避難行動の支援又は救助

(5) 警察署の役割

- ① 避難行動要支援者同意登録名簿の共有
- ② 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認 への協力
- ③ 災害時における避難行動の支援又は救助
- ④ 被災地及び避難場所における犯罪の予防
- ⑤ 被災地及びその周辺の交通規制

(6) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

- ① 避難行動要支援者同意登録名簿への働きかけ
- ② 要支援者の情報の変更・修正に関する市への情報提供
- ③ 要支援者の避難支援（移動手段）への協力
- ④ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力
- ⑤ 災害時における要支援者の受入

(7) 社会福祉協議会の役割

- ① 避難行動要支援者同意登録名簿の共有
- ② 災害ボランティア組織の形成、育成等地域福祉の推進
- ③ 市災害ボランティアセンターの設置、災害ボランティア等の受入・派遣調整
- ④ 災害時における他機関との連絡調整

<用語の説明>

●避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。

●避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、町内会・自治会等、自主防災組織、民生委員、警察署その他避難支援等の実施に携わる関係者。

●個別計画

災害時の情報伝達や避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者ごとに、「誰が」「どこに」「どうやって避難させる」というように支援に必要な事項をあらかじめ定めたもの。要支援者と避難支援等関係者の情報共有を基本とし地域の中で協議し作成する。

●指定避難所

地震等の災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための施設で、市では原則として公共施設（小・中学校、公民館等）を指定している。

●福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要支援者の利用に適している避難所。市では、社会福祉法人等と協定を結び、市内の社会福祉施設等を福祉避難所として活用することとしている。

●災害

水害、地震、津波、土砂災害等により生ずる被害。

●自主防災組織

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行う。

●民生委員

地域の身近な相談相手として、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々で、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。ボランティアとして活動している。

●要介護認定者

介護保険制度に基づき、「常時介護を必要とする状態」あるいは「介護予防サービスが効果的な状態」がどの程度かを、市の介護認定審査会で認定された者。

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、市の各部局から収集した情報と民生委員、関係機関から収集した情報を集約し、災害発生時等に特に避難支援を必要とする者について、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という）を作成します。

1) 要支援者名簿の対象者

要支援者名簿の対象者は、在宅者のうち以下のとおりとします。

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1級・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ・療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ・市の生活支援を受けている難病患者
- ・上記以外で市または町内会・自治会等が支援の必要を認めた者

2) 要支援者名簿に記載する事項

住民登録や障がい者情報、要介護認定者情報により要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、要支援者名簿を作成するものとします。

名簿に記載する事項は、次のとおりとします。

名簿記載事項
①氏名
②生年月日
③性別
④住所
⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由
⑦その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3) 2種類の要支援者名簿

要支援者名簿は、次の2種類を作成します。

① 避難行動要支援者対象者名簿（以下、「対象者名簿」という。）

要支援者の要件を満たす対象者名簿のこと。

市は、指定避難所である各公民館に設置し、災害時における安否確認等の避難支援に活用します。

② 避難行動要支援者同意登録名簿（以下、「同意登録名簿」という。）

「①」の名簿のうち、避難支援者等関係者への名簿の提供について同意を得た者を掲載した名簿のこと。

町内会・自治会等、自主防災組織、民生委員等に提供し、平常時の見守り等に活用します。

4) 要支援者名簿の提供に関する同意確認

市は、避難支援要支援者に対して、民生委員、介護保険事業所または福祉サービス事業者等の協力を得て、制度の内容を周知し、平常時から避難支援等関係者へ情報提供することについての理解を得るとともに、郵送等により同意確認を行うものとします。

また、要支援者に対する同意確認を得る際には、次の点について周知し、理解を得るものとします。

①災害時においては、要支援者の対象であっても、自助が必要不可欠であること。

②避難支援等は、避難支援等関係者及び近隣の支援者の安全確保が前提となるため、避難の支援が遅れたり、困難となる場合もあること。

5) 同意登録名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために講じる措置

市は、避難支援等関係者に対する同意登録名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するため、下記の措置を講じます。

- 要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供
- 法令上、守秘義務を課されていない自主防災組織、町内会・自治会長等、自主防災組織の代表者等から誓約書の提出
- 名簿の保管場所を指定し、必要以上の複製の禁止と取扱状況の報告
- 名簿の提供先に対する個人情報の取扱いに関する研修の開催

2種類の要支援者名簿

	①避難行動要支援者対象者名簿 (対象者名簿)	②避難行動要支援者同意登録名簿 (同意登録名簿)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の要件を満たす対象者 ・ 災害時には、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に提供し、避難支援活動に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者名簿に登録される者のうち、名簿の外部提供について同意を得た者を掲載した名簿。 ・ 平常時から地域の避難支援等関係者に提供することとし、災害時の支援のほか、平常時の訓練や地域の見守り活動等にも使用します。
情報収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の各部局保有情報、民生委員、関係機関等からの情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者名簿に掲載する者に対し、外部への情報提供に同意確認を実施。
作成担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護長寿課、防災安全課、消防本部、教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会・自治会等、民生委員、自主防災組織、警察署、社会福祉協議会
管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子データ、紙媒体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙媒体 ・ 保管場所の指定、管理状況の届出
更新方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡・転出については随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に一回、古い名簿の回収

2 名簿の管理・更新

1) 管理方法

市は、災害時に避難支援等関係者が要支援者に対し円滑かつ迅速に避難支援を行えるよう必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努めます。

また災害発生時の状況を考慮し、紙媒体と電子データにより名簿を管理します。

2) 更新方法

要支援者名簿は、地域における要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新します。

更新は、毎年、住民登録や障がい者情報、要介護認定者情報をもとに加除更新します。また、要支援者の転入があった場合も名簿に登録します。死亡や転出で不要になった個人情報、は、随時、削除・更新します。

名簿提供先に対しては、毎年、更新した名簿を提供し、古い名簿を回収します。

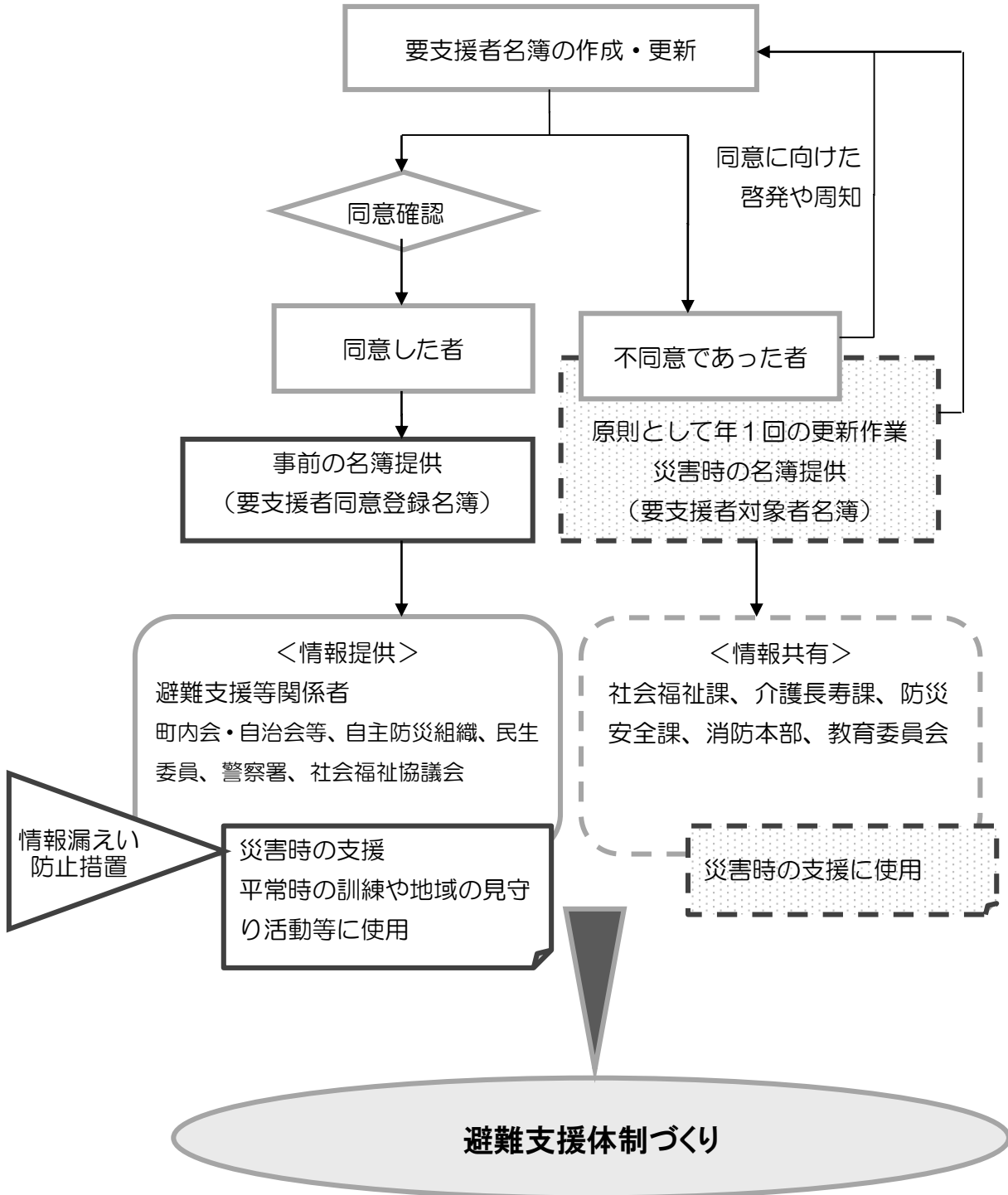
3) 避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する対応

市は、情報提供を望まない者に対し、引き続き本制度の趣旨と重要性を広報し、同意の呼びかけを行います。

また、避難支援等関係者に対して、情報提供を望んでいない人が地域に何人在住しているかといった情報をあらかじめ提供し、それに対応できる体制を準備してもらうなどの対策を講じておくこととします。

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、要支援者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供し、安否確認や避難支援に活用するものとします。

要支援者名簿の作成、管理・更新



第3章 災害時の避難支援体制

1 情報伝達

1) 避難情報等の発表

市は、災害発生時または、災害の恐れがある場合、要支援者が避難準備及び避難ができるよう、避難準備情報の発表や、避難勧告・指示を発令します。

【風水害の場合】

避難準備情報の発表や避難勧告・指示の発令に伴って必要となる行動

	発表・発令時の状況	地域で必要となる行動
避難準備 情報	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

※：自然現象のため不測の事態等も想定されることから、水害時等の避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階以上に避難することもある。

【津波の場合】

津波情報の発表に伴って必要となる行動

	発表の状況	必要となる行動
津波注意報	・津波の高さ 1メートル	・河口付近の人に注意を喚起します ・海岸から離れ、近づかない
津波警報	・津波の高さと表現 3メートル 「高い」	・直ちに安全な場所へ避難 ・警報が解除されるまで戻らない
大津波警報	・津波の高さと表現 5メートル～10メートル超 「巨大」	

2) 避難に関する市からの情報伝達

市は情報伝達にあたっては、できるだけ多くの手段を使って伝達するように努めます。

防災行政無線のほか、携帯電話、放送事業者、広報車等様々な手段を用いて、地域が行う情報伝達とあわせて、要支援者だけでなく、その家族や避難支援等関係者に対しても広く周知を図ります。

〈市からの情報伝達手段一覧〉

情報伝達手段	音声	文字
広報車による巡回広報	○	
なとらじ（FMラジオ）による放送	○	
防災行政無線による放送	○	
放送事業者（テレビ、ラジオ等）への情報提供による放送	○	○
携帯メールサービスによる配信		○
市ホームページへの掲載		○

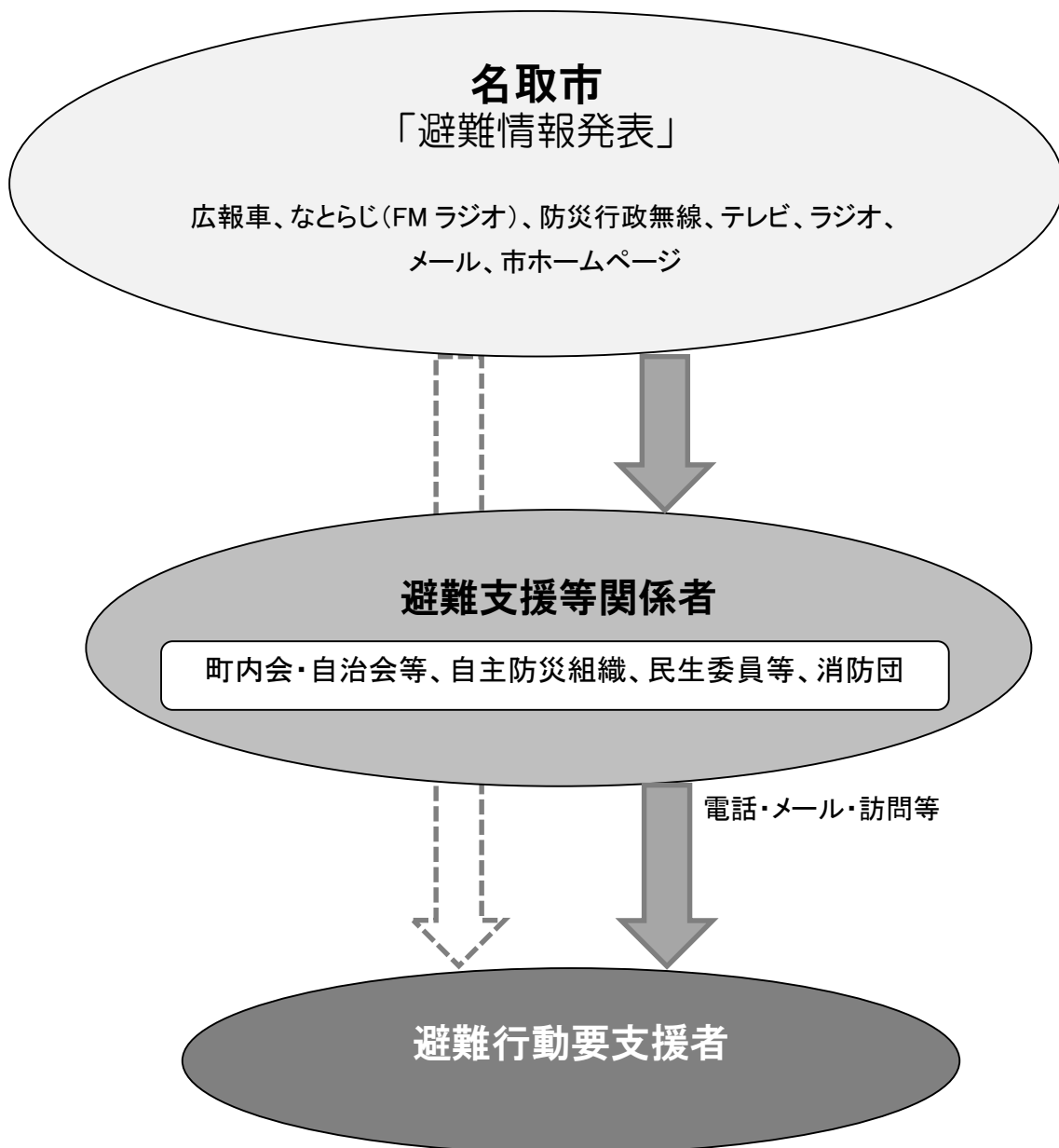
3) 地域における情報伝達

避難支援等関係者は、日頃から気象情報等に注意をするとともに、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を得るため、情報収集体制を整備するように努めます。

市からの防災行政無線、防災メール及び地域で入手した情報をもとに、要支援者に災害情報を伝達するよう努めます。

その際、訪問、電話連絡、ファクシミリなど、要支援者の特性に配慮した手段により実施するように努めます。

地域における情報伝達



2 安否確認

1) 安否情報の収集体制の整備

住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合、市、避難支援等関係者及び支援者は、協力して迅速かつ的確に要支援者の安否確認を行うものとします。

① 市

市は、避難支援等関係者による安否情報及び避難情報を集約するとともに、要支援者名簿を活用し、要支援者の避難状況の把握に努めます。

② 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、関係する要支援者の安否について相互に協力して情報を交換できる体制を整備し、実施可能な範囲内で把握に努めるものとします。

避難支援等関係者は、要支援者の迅速な安否確認の実施や、市の安否確認情報窓口への円滑な情報の提供に努めるものとします。

2) 名簿に基づく安否確認

避難支援等関係者は、まず第一に自分や家族の身の安全を確保します。

それから、要支援者名簿を活用し、可能な範囲でそれぞれの要支援者の安否を確認します。

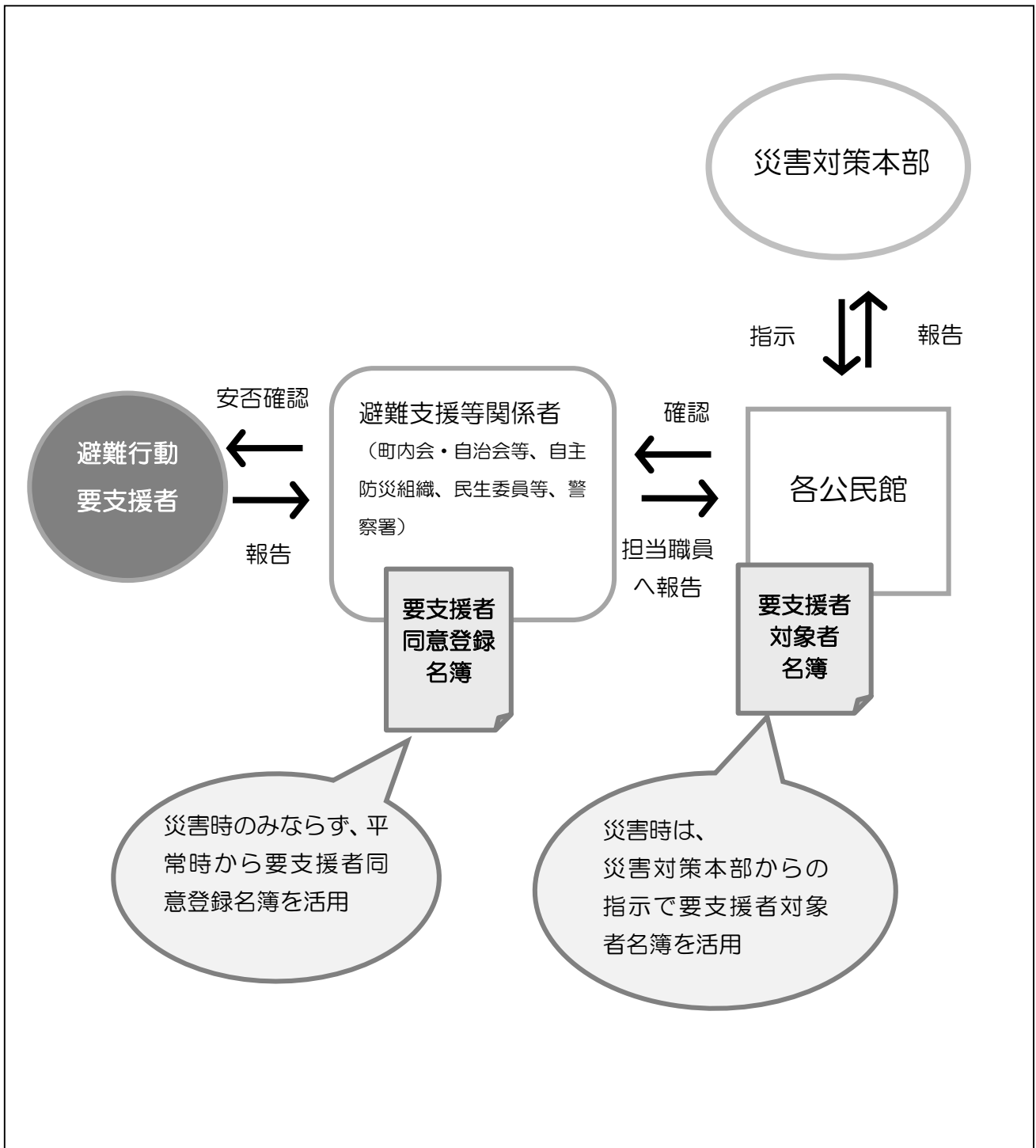
個別に確認した安否情報は、地域単位に、町内会・自治会等、自主防災組織、民生委員、等のそれぞれが持ち寄り集約し、各公民館の担当職員へ報告します。

その際、市や行政機関等に依存した対処・救援が必要な者の所在や状況等についても、併せて報告します。

安否確認をまとめた結果は、各公民館で保管します。

各公民館の担当職員は、避難所ごとに、安否確認の集約結果を災害対策本部に報告します。

名簿に基づいた安否確認の流れ



3 避難支援の実施

1) 避難支援

安否確認の結果、自宅に留まることができない場合、要支援者に対して、避難場所等安全な場所までの移動の支援を行います。

＜自宅に留まることができない場合の例＞

- ・自宅が倒壊する危険があるとき
- ・自宅または近隣で火災が発生している など

自宅に被害がないなど、自宅生活継続が可能である場合は、在宅避難を推奨します。

避難支援をする場合は、要支援者それぞれの状況（たとえば要介護度、障害の内容、程度など）に応じた支援が必要となります。

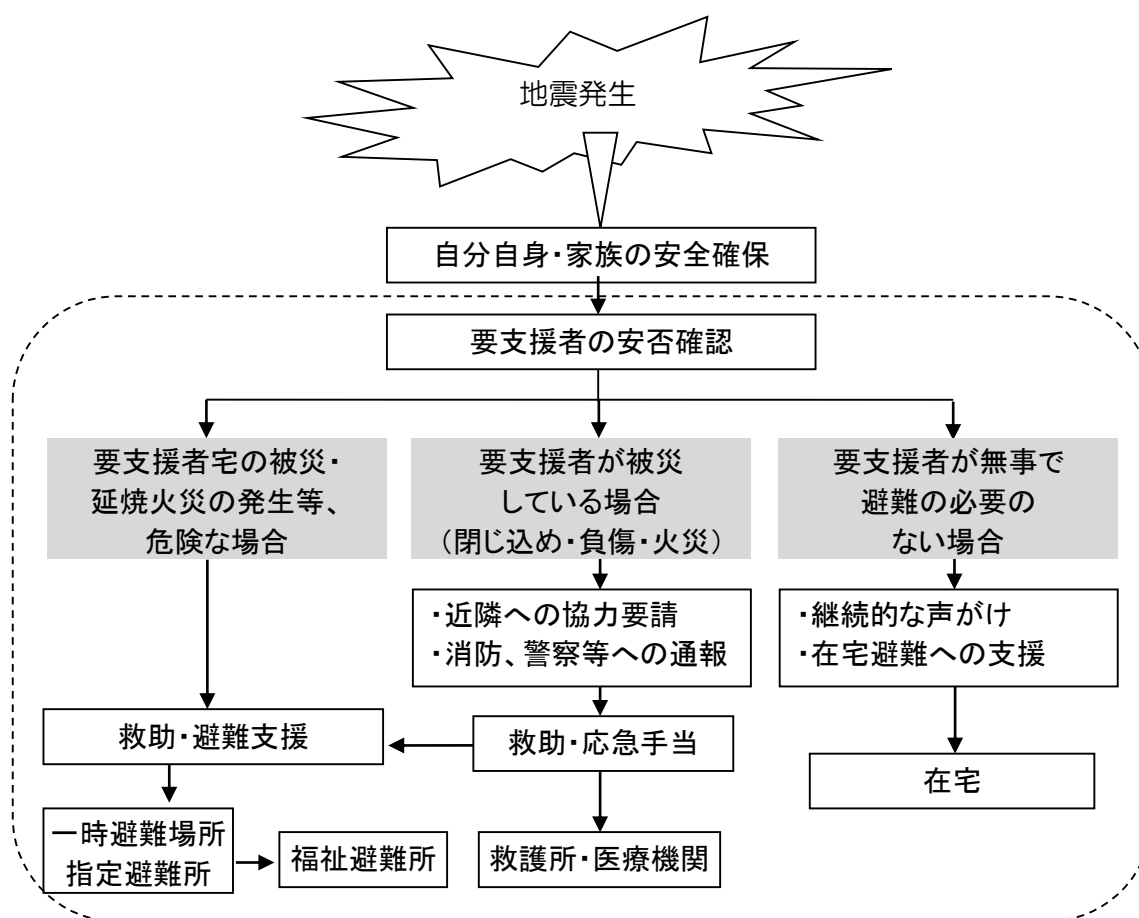
避難支援等関係者による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わず、公的機関への救助の要請を行います。

要支援者それぞれの状況に応じた避難支援方法

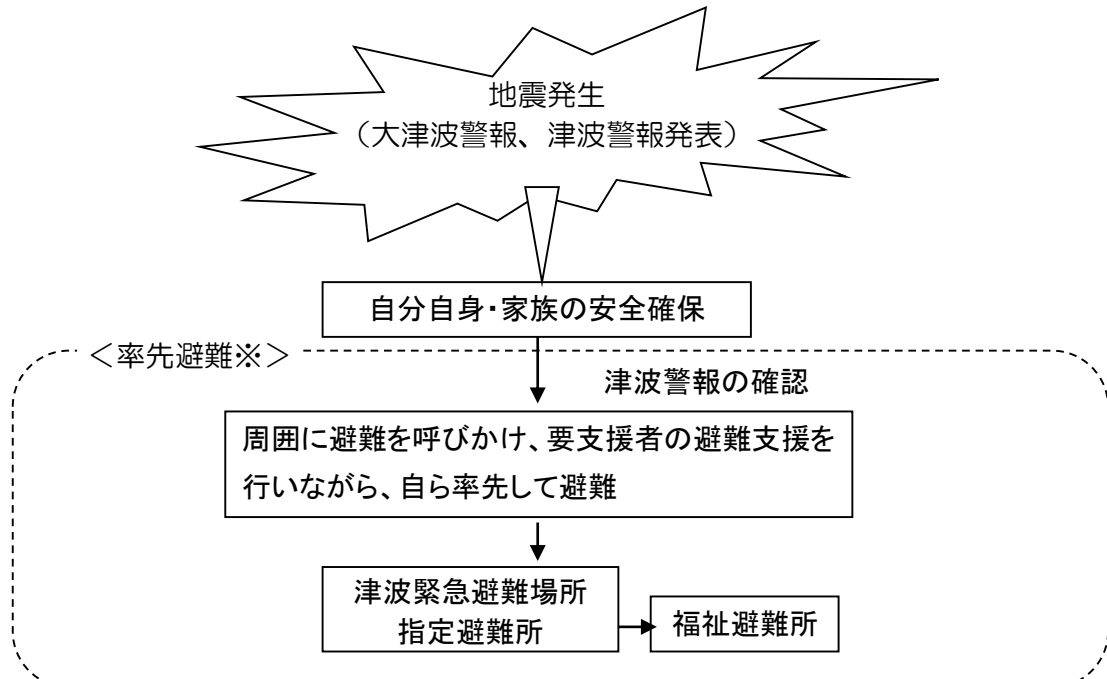
要支援者の状況	避難支援方法
要介護認定者 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自立歩行が困難な高齢者は、毛布等を使用し、頭を覆うなど安全確保を図り、おんぶや抱きかかえるなど複数人で対応するほか、車椅子、担架等を活用し移動する。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・頭を覆うなど安全確保を指示し、家の中の状況等を伝え、一旦家の中の安全な場所へ誘導する。 ・避難支援者等の腕を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけながらあわてずに誘導する。
聴覚障がい者 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、文字、身振り等で状況を知らせ、必要な情報を提供する。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での移動が困難な者の場合は、頭を覆うなど安全確保を図り、一旦家の中の安全な場所へ誘導する。 ・自力歩行が困難な者には、おんぶや抱きかかえるなど複数人で対応するほか、車椅子、担架等を活用し移動する。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳や常備薬等を携行するよう指示し、名札等を身につける。 ・冷静な態度で状況を簡潔に説明し、落ち着かせる。 ・家族をはじめ、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動する。 ・激しい興奮状態が続くときは、家族等付き添いのもと、少し離れたところに移動し、必要に応じてかかりつけ医療機関等に相談する。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳や常備薬等を携行するよう指示する。 ・冷静な態度で状況を簡潔に説明し、落ち着かせる。 ・家族をはじめ、必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動する。 ・激しい興奮状態が続くときは、家族等付き添いのもと、少し離れたところに移動し、必要に応じてかかりつけ医療機関等に相談する。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機器等（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 ・避難する場合は、車椅子やストレッチャー、または毛布などで作った応急担架等を活用し、移動する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて医療機関へ誘導、搬送する。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者がいない場合は、近隣住民等の協力を求める。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒しないように、ゆっくりあわてずに誘導する。 ・出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡を行うなど、協力を求める。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が理解できない外国人については、身振り等を含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要である旨を理解してもらう。 ・外国語ができる近隣住民への協力を求める。 ・FM放送などに対し、外国語による情報提供への協力を求めることを検討する。

地震時の要支援者の支援の流れ

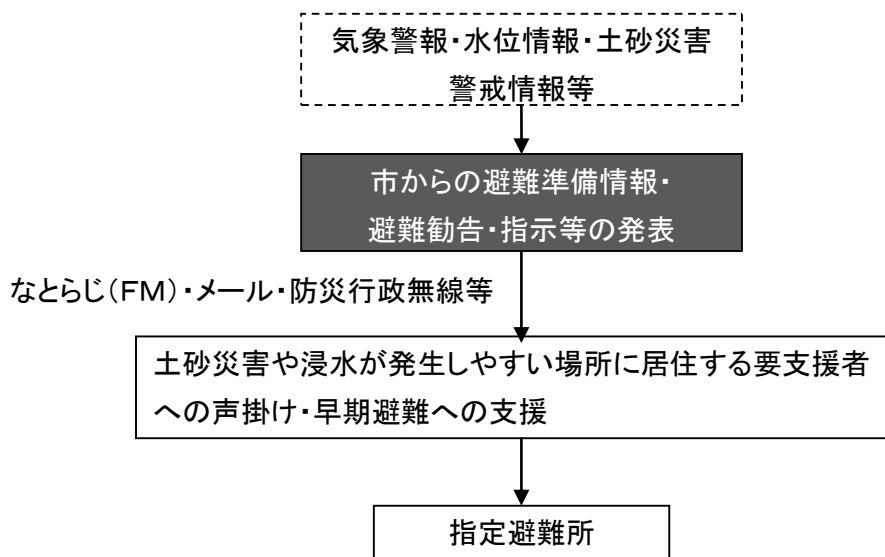


津波時の要支援者の支援の流れ



※：東日本大震災では、すぐに避難しない人が多かったことが報告されていることから、まず、自分が率先して避難すること。その姿を見て他の人も避難すること。

風水害時の要支援者の支援の流れ



市内の各地区で想定される主な災害

地区	災害の種類
増田	地震、水害
増田西	地震、水害
閑上	地震、津波、水害
下増田	地震、津波、水害
名取が丘	地震、土砂災害、水害
館腰	地震、土砂災害、水害、津波
高舘	地震、土砂災害、水害
愛島	地震、土砂災害、水害
ゆりが丘	地震、土砂災害、水害
那智が丘	地震、土砂災害
相互台	地震、土砂災害

2) 在宅避難の継続支援

町内会・自治会等、自主防災組織、民生委員などの避難支援等関係者が連携し、自宅生活継続支援を行うよう努めます。

福祉サービス事業者は、サービス供給体制の復旧に努め、速やかにサービス受給者への生活支援を開始するよう努めます。

避難支援等関係者は、地域内における自宅生活継続のため、要支援者への情報提供や安否確認をしながら、要支援者が必要な支援を受けられるよう努めます。

第4章 避難所における支援等

1 要支援者の把握

指定避難所では、町内会・自治会等、自主防災組織、民生委員等が連携して、指定避難所に避難してきた要支援者の把握に努めます。

市は、市災害対策本部における安否情報収集窓口設置と要支援者名簿登録者の安否情報の収集に努めます。

2 避難生活における配慮

1) 要支援者用窓口の設置

一般避難者の総合的な窓口のみならず、要支援者への対応として多様な相談体制を確立することが必要です。

要支援者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施することを目的に、市職員が中心となり、避難支援等関係者の協力を得て、各指定避難所内に要支援者用の窓口の設置に努めます。

2) 要支援者に応じた救援物資の確保

避難生活に必要な食料や生活物資については、個々に必要な内容が異なるため、市は、医療機関や関係団体との災害時協定の締結など、あらかじめ調達方法を確保するよう努めます。

なお、市の対応には限界があることから、本人の備えも重要であることを周知します。

3) 情報の提供

避難所生活では、情報不足は不安を助長し混乱を招く要因となることから、正しい情報を的確に提供する必要があります。

聴覚障害者や視覚障害者に対する情報提供のため、市は、避難所内にテレビやラジオの配備に努めます。

インターネットを通じて市や関係機関などから盛んに情報発信が行われることから、市は避難所にパソコンを配置し、通信が行えるよう整備に努めます。

掲示物や紙媒体での情報提供では、文字を大きくしたりイラストを用いるなどして、誰でもわかりやすい表示に努めます。

4) 避難生活への配慮

避難生活が長期化する場合には、要支援者の健康管理及び生活リズムを取り戻す必要が生ずるため、市は保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等、関係職員による相談等の生活支援を実施します。

また、要支援者の状況に応じて一般の避難所から福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続き等を行います。

介護を必要とする高齢者・障がい者等については、避難所内に福祉避難スペースを設けるよう努めます。

福祉避難スペースには、間仕切りパネル等を設置し、プライバシーを確保するとともに、車いす等必要とする器具等の配置に努めます。

避難生活への配慮事項

区 分	配慮事項
要介護認定者 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・杖や車椅子を用意。 ・トイレに近い場所を確保する。 ・成人向けおむつ交換場所を確保する。 ・扇風機、ストーブ等を配備するなど暑さ寒さ対策を講じる。 ・服薬が必要な場合が多いので、かかりつけ医等との連携を図る。 ・徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲にも声をかけてもらえるよう理解を求める。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報については、放送や拡声器等により大声で繰り返し伝達し、拡大文字による掲示に努める。 ・補装具や日常生活に必要な用具については、確保や修理に努める。 ・トイレについては、順路にロープ等を張る。 ・補助犬を必要とする場合は、専用スペースを確保する。
聴覚障がい者 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報については、紙や掲示板を活用する。 ・紙や掲示板を活用する場合は、分かりやすく平易な言葉を使用し、漢字にはルビをふる。 ・テレビを配備する。 ・補助犬を必要とする場合は、専用スペースを確保する。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレに近い場所を確保する。 ・補装具や日常生活に必要な用具については、確保や修理に努める。 ・成人向けおむつ交換場所を確保する。 ・服薬が必要な場合が多いので、かかりつけ医等との連携を図る。 ・補助犬を必要とする場合は、専用スペースを確保する。
知的障がい者 精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲とのコミュニケーションが十分にとれない場合もあるため、間仕切りや個室を確保するよう配慮する。 ・服薬が必要な場合が多いので、かかりつけ医等との連携を図る。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な医療機器や医薬品を常時使用する必要がある場合が多いため、医療機関との連携調整を図りながら、医療施設等への搬送等に努める。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳室やおむつ換えスペース、泣き声対策など別室の確保に努める。 ・粉ミルクや離乳食の調達に努める。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・防音、防塵や感染症防止等、衛生面において配慮し、医療機関との連絡体制を確保する。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が理解できない外国人については、避難者の中で外国語のできる人の協力を求める。 ・部屋等には外国語や図・イラストを用いた表示に努め、特有の生活習慣にも配慮する。

3 福祉避難所

1) 福祉避難所の確保

市は、一般の避難所では避難生活が困難な要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要支援者の利用に適している市内の社会福祉施設等の福祉避難所の確保に努めています。

市では、平成21年度から特別養護老人ホームや障害者福祉施設を運営する社会福祉法人等と避難支援にかかる協定を締結し、福祉避難所となる施設の確保に努めてまいりました。

今後とも、社会福祉施設等における要支援者の受け入れが必要となると見込まれることから、福祉避難所の確保に向けて社会福祉法人等との協定締結を推進します。

協定では、あらかじめ、受け入れ方法（市の要請による）、受入可能人数、費用負担等について明らかにし、円滑な福祉避難所の受入を図ります。

2) 福祉避難所の対象者と受け入れ・搬送

福祉避難所の対象者は、要支援者のうち避難所では生活に支障をきたすため避難時における特別の配慮を必要とする者で、恒常的に介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らない程度の者としてします。

対象者の選定及び受け入れ・搬送については次の通りです。

- ① 市職員等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への受け入れ対象者を決定します。
- ② 職員の配置など受入態勢が整ったところで、対象者を福祉避難所へ搬送を行います。
- ③ 搬送は、要支援者の家族や地域の支援者等が行います。

第5章 日頃の備え

1 要支援者に関する知識の普及・啓発

1) 防災知識の普及・啓発

市は、要支援者の特性や災害時に配慮すべき事項を示したパンフレットを作成・配布したり、広報紙やホームページに掲載するなど、市民に対して要支援者の避難支援に関する知識の普及を図ります。

また、防災講演会や研修会等の開催に際し、要支援者や避難支援等関係者の参加を促進することで防災意識の向上を図るものとします。

2) ハザードマップの整備・活用

① ハザードマップの作成と周知

市は、風水害による浸水想定区域や、地震の際の地域の危険度等について、指定避難所等の情報と合わせて掲載したハザードマップを作成し、住民に十分に周知されるよう市の窓口での配布やホームページなどで公開を行うものとします。

② ハザードマップの活用

避難支援等関係者は、市が作成したハザードマップを自らの活動及び要支援者の支援のために活用するものとします。

また、避難支援等関係者は、それぞれの区域または担当地区ごとに、日頃の見守りや支援の対象となる要支援者の居住地を確認するとともに、特に注意を配るべき 災害危険区域等に居住する要支援者の把握に努め、災害時における迅速な避難行動につなげるものとします。

2 防災ラジオの普及

市は、災害情報伝達手段のツールを追加し、情報入手の迅速化を図るため、防災ラジオの普及を行います。

3 避難支援訓練への協力

市は、要支援者支援に関する防災意識の向上を図るため、防災訓練に要支援者の避難支援に関する内容を盛り込み、要支援者と避難支援等関係者の協力、連携について、より実践的な避難支援訓練の実施に対する協力、指導等の支援に努めます。

4 避難支援資機材の整備

自主防災組織は、地域における防災力向上を推進するうえで、要支援者の避難支援も考慮した防災資機材の整備に努めるものとします。市は、地域における資機材の整備の支援に努めるものとします。

5 地域共助力の向上

1) 地域ぐるみの支援体制の整備

町内会、自治会等、民生委員、自主防災組織などの避難支援等関係者は、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを行うなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。

2) 要支援者の把握

町内会、自治会等、民生委員、自主防災組織などの避難支援等関係者は、市から提供される名簿を活用し、要支援者の所在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域での防災訓練の実施などについて検討するよう努めます。

3) 個別計画作成への取組

避難支援等関係者は、要支援者本人またはその家族と話し合い、要支援者一人ひとりの避難支援方法を確認し、個別計画の取組みに努めます。

6 要支援者自身の備え

1) 要支援者自身の心構え

要支援者自身も「災害時には、自らの身は自ら守る」という心構えを持ち、非常用持出袋の準備や家具の転倒防止対策などの災害時の備えを行いましょう。

2) 隣近所や避難支援等関係者との交流

要支援者は、町内会・自治会等、自主防災組織の役員や担当地区の民生委員が誰であるかを把握し、連絡方法を準備しておきましょう。

また、日頃から近隣住民と積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作りましょう。

3) 支援に関する意思表示

災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを支援者に的確に伝える必要があります。常に薬を服用しておく必要がある場合は、薬の名称や処方箋、緊急連絡先等を記した「安心シート」や「ヘルプカード」を活用し、また、非常用持出袋等に用意し、必要な情報を確実に避難支援等関係者に提供できるようにしておきましょう。

4) 避難経路及び指定避難所の確認

要支援者は、日頃から、自宅から指定避難所までの経路を確認し、注意すべき場所や目印となるものを知っておくようにしましょう。

5) 早期の自主避難

台風など風水害は、災害の発生までに時間的余裕があるので、自ら行動を起すことのできる要支援者は、避難準備情報が発令された場合など、可能なかぎり早期に安全な親族や知人宅に自主的に避難しておくよう努めましょう。

6) 非常持出品などの準備

迅速な避難を実施するため、日頃から、避難時の非常持出品として食料、飲料水、救急セット、貴重品等を袋やバッグ等にまとめて準備しておきましょう。

第6章 個別計画の作成

災害発生時又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、だれが支援して、どこに避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

このため、市は、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、支援に関する必要事項や災害時に安否確認や避難支援に協力する者を記載した個別計画の作成を推進します。

1 個別計画の作成

町内会・自治会等、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者が中心となって、要支援者本人と災害時の支援方法等について具体的に話し合い、その結果、要支援者の各々について、特定の支援者や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別計画が作成されるよう、市は支援するものとします。

2 個別計画の対象者

個別計画の作成には避難支援等関係者に対する要支援者の個人情報の提供が必要であることから、個別計画は、災害時における支援を希望し、そのために必要な自らの個人情報を外部に提供することについて同意した要支援者の個人情報を登載した、同意登録名簿を活用することとします。

なお、作成に当たっては次に掲げる者について特に重点的に取り組むこととします。

- ①災害危険区域（例：土砂災害や浸水が発生しやすい場所）等に居住する者
- ②同居又は同一敷地内の家族がいない者
- ③家族など身近にいる者のみでは十分な支援を行えない者
- ④前各号に準じる状態にある者

3 個別計画の内容

個別計画には、避難行動要支援者同意登録名簿に記載された項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載するものとします。

- ①支援者
- ②緊急時の連絡先
- ③かかりつけの主治医、服用している薬、避難に必要な支援など

4 個別計画の適正管理

1) 個別計画の共有

個別計画に記載された情報は、要支援者本人及びその支援者並びに町内会・自治会等、自主防災組織等の避難支援等関係者で共有します。

2) 保管及び使用の制限

避難支援等関係者は、個別計画を要支援者の避難支援に関する目的（訓練等の啓発を含む）以外に使用してはなりません。

3) 個別計画の更新

個別計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために重要です。そのため、避難支援等関係者は対象者の状況が変わった際など、必要に応じて個別計画を更新するものとします。